

小田原市電気料高騰緊急支援事業

長期化するコロナ禍での影響や、昨今の原油高・物価高騰、不安定な国際情勢などから、厳しい経営環境に置かれている状況を鑑み、市内の小規模企業者の皆様を対象に、事業に用いる電気使用料の一部を補助します。



【対象者】 次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 小規模企業者であること
- (2) 小田原市内に事業所(本社、支社、工場、研究(部門)所、店舗等)があること
- (3) 交付申請日において創業から12か月を経過していること
- (4) 市税及び小田原市に対する債務の支払い等の滞納がないこと
- (5) 同一の事業所で2回以上の申請をしていないこと
- (6) 電気料金に関して、国・県・市町村より他の補助金等の受給がないこと
- (7) 電気料金の契約者が申請者(使用者)と同一であること(自宅兼店舗等で、事業用の電気料金のみが把握できない場合などは、対象外)
- (8) みなし大企業でないこと
- (9) 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体でないこと
- (10) 小田原市暴力団排除条例に基づく暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがある法人でないこと。法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の適用を受けた飲食店(公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く)及び第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を行う者でないこと
- (12) 事業を営むにあたって、関連する法令及び条例等を遵守していること
- (13) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと

【補助金額】

令和4年4月から9月まで支出済みの電気料金(税込)と、前年同時期の電気料金の差額に、補助率(2分の1)を乗じた金額

※千円未満の端数は切捨て ※上限20万円

【補助金の申請受付期間】

令和4年10月3日(月)から **令和5年2月28日(火)まで** (消印有効)

※ただし、予算に達した時点で終了となります。

間もなく受付終了です
申請はお早めに!!

裏面もご覧ください

